

【所管事務の調査（報告）】

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等の改正の 考え方（案）について

- 資料1 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等の改正の考え方（案）
- 資料2 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度における評価方法等の詳細（案）
- 資料3 パブリックコメント手続き用資料

環境局

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等の 改正の考え方（案）

令和5年6月
川崎市環境局脱炭素戦略推進室

1 条例（令和5年3月改正）について

条例改正の概要

- ・本市は現在、2050年の脱炭素社会の実現と、2030年度の市域の温室効果ガスの▲50%削減（2013年度比）を目標に掲げ、様々な取組を進めています。
- ・また、2021年6月の地球温暖化対策法改正に伴い、2050年脱炭素化が法定化され、法律的にも国全体で目指すものとされました。
- ・こうした状況を踏まえ、現在、低炭素社会を目指している条例を、脱炭素社会の実現に資する条例へと改正し、新たに5つの制度を創設しました。

1 条例（令和5年3月改正）について

新たな条例制度

■ 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度

現行の「事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度（条例報告義務制度）」の見直しによる、
新たな事業者評価・支援制度の創設

■ 建築物太陽光発電設備等総合促進事業

○ 特定建築物太陽光発電設備等導入制度

延べ床面積2,000m²以上の建築物を新增築する建築主への太陽光発電設備等の設置義務

○ 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度

延べ床面積2,000m²未満の新築建築物を年間一定量以上建築・供給する建築事業者への太陽光発電設備設置義務

○ 建築士太陽光発電設備説明制度

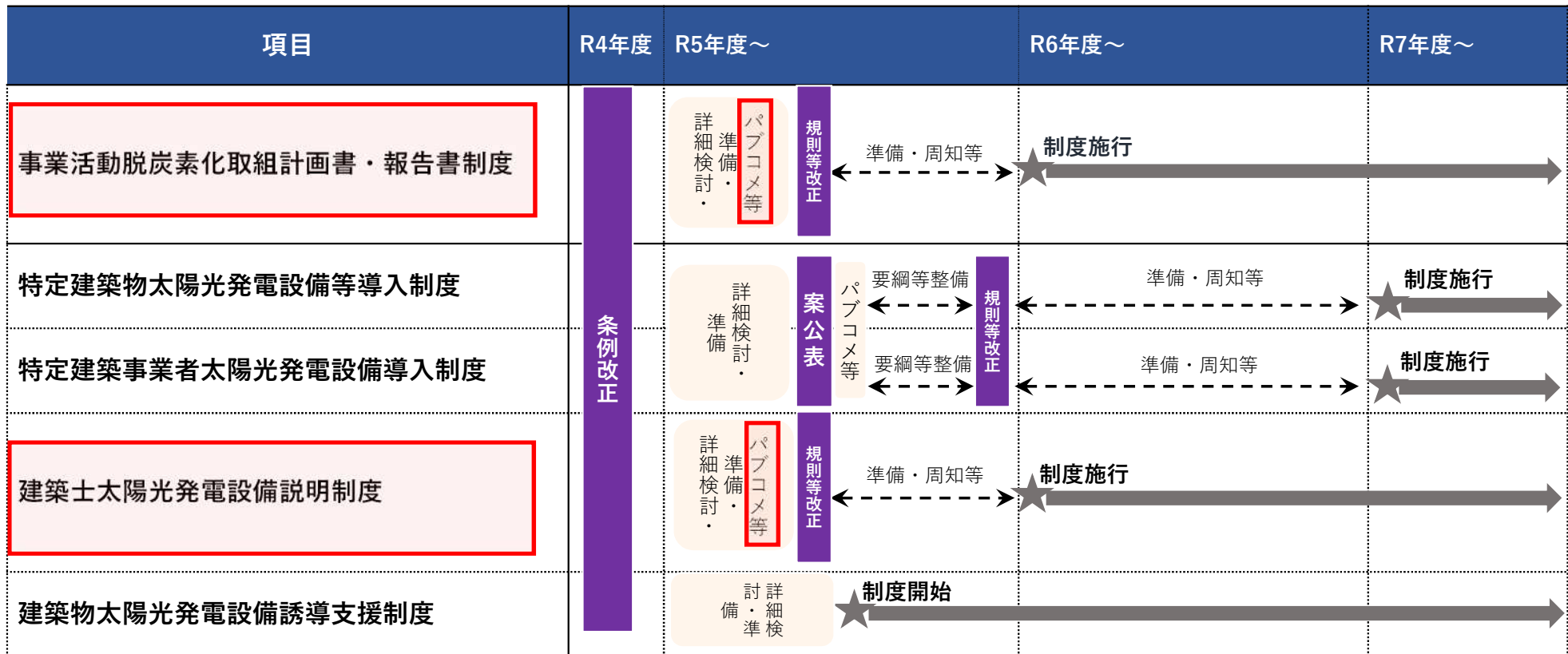
建築士に対し、建築主への太陽光発電設備の設置に関する説明義務

○ 建築物太陽光発電設備誘導支援制度

様々な関係団体等と連携した新たな誘導支援の枠組みの創設

今回、上記**赤枠の制度**に関する「**規則等の改正の考え方（案）**」について、意見募集（パブリックコメント）を実施

1 条例（令和5年3月改正）について



1 条例（令和5年3月改正）について

事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度の考え方①

義務対象者

- 1号：原油換算年**1,500kL**以上使用する**事業者**
- 2号：原油換算年**1,500kL**以上使用する**事業所**及び当該**連鎖化事業加盟者**
- 3号：**車両100台**以上保有する事業者
- 4号：CO₂以外の温室効果ガスを年**3,000t-CO₂**以上排出する事業者

制度概要

- 市が2030年度CO₂削減及び2050年カーボンニュートラルに資する**評価項目を設定**し、対象事業者に対し、当該評価項目に係る**計画書・報告書の提出義務**を課す。
- 併せて、中小規模事業者向けの**簡易版制度**も創設。
- **評価結果に応じた誘導支援**及び**評価結果の公表**を検討。

※ 評価基準・評価方法等を**設定・公表**し、**有識者等による評価内容の確認**を行うことを想定

評価水準 イメージ

A水準

評価結果が対象項目の満点中**90%**以上を取得

B水準

評価結果が対象項目の満点中**50%**以上を取得

C水準

評価結果が対象項目の満点中**49%**以下

誘導支援策

- **企業のチャレンジを支援**する誘導支援制度を検討。
- 中小規模事業者への**インセンティブ**が働く誘導支援制度を検討。

1 条例（令和5年3月改正）について

事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度の考え方②

主に今回の規則・指針改正の考え方（案）に関する項目

記載・評価項目

【評価軸①】2030年度CO₂削減目標達成

評価項目①

- 1 温室効果ガス排出量（直近のみ）
- 2 温室効果ガス排出量（過去含む）
- 3 省エネ
- 4 再エネ・電化
- 5 自動車

【評価軸②】2050年カーボンニュートラル

評価項目②

- 6 中長期目標・イノベーション等（事業者全体のCO₂削減取組・仁アチア加盟、Scope3等の取組を含む）

評価結果の公表

- 対象事業者の**項目別評価**、**事業者別評価**を一覧表等で取りまとめ、市のホームページ等へ一定期間（3年程度を想定）公表。
- **公表期限**、**時限的・経過的措置**、**事前意見聴取手続き**などのフォローアップ手段を検討し、特定事業者の不利益に配慮。

※ イノベーション技術など**秘匿情報**については公表を差し控える

簡易版制度

- 評価項目のうち「CO₂排出量削減」及び「再エネ・電化導入」のみを必須とするなど、**多くの事業者が活用しやすい制度**を目指す。

2 規則・指針改正の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度）

○ 脱炭素取組計画書・報告書の記載項目の追加

（エネルギー使用、再生可能エネ利用、自動車、温ガス削減に寄与する技術等の開発等）

記載・評価 項目

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（抜粋）

第10条

- （1）氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- （2）事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及び当該量の削減に係る事項
- （3）エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項
- （4）再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化に係る事項
- （5）自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項
- （6）温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る事項
- （7）その他規則で定める事項

改正規則・指針で定める事項（案）

▶ 【規則】

新たに定める事項は無し

▶ 【指針】

○具体的な記載内容を示す

（エネルギー使用量、再生可能エネルギー使用量、自動車の情報、中長期削減目標 等）

2 規則・指針改正の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度）

○ 脱炭素取組計画書・報告書の評価・公表

評価結果の 公表

条例（抜粋・一部要約）

第13条 市長は、事業活動脱炭素化取組計画書又は中小規模事業者用脱炭素化取組計画書に記載された第10条第1項第2号から第6号までに掲げる事項について、事業活動脱炭素化取組指針に基づいて評価を行うものとする。

3 市長は、提出された事業活動脱炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書の内容について、事業活動脱炭素化取組指針に基づいて評価を行うものとする。

5 市長は、評価を行ったときは、規則で定める場合を除き、規則で定める期間、当該評価の結果その他の規則で定める事項を公表するものとする。

改正規則・指針で定める事項（案）



【規則】

- 評価の公表期間を示す
- 評価結果通知の内容を示す（氏名・所在地、評価結果 等）
- 結果を公表しない場合の規定を置く 等



【指針】

- 項目ごとの配点・水準を示す
- 評価結果は項目ごと等で公表することを示す
- 結果を公表しない場合の事例を示す。（天災等による影響の場合、また経過措置として、評価結果が連続して低水準とならない場合は公表しない）

2 規則・指針改正の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度）

配点・水準の例（エネルギー使用量）

評価項目	配点	水準	評価の対象※2
エネルギー消費量	消費原単位※1削減率：5点	A水準：5点 B水準：3～4点 C水準：0～2点	1号、2号、 4号

※1 エネルギー消費原単位：エネルギー使用量を、生産量などで割ったもの

※2 規則第4条各号に該当する事業者 第1号：原油換算年1,500kL以上使用する事業者 第2号：原油換算年1,500kL以上使用する事業所及び当該連鎖化事業加盟者
第3号：車両100台以上保有する事業者 第4号：CO₂以外の温室効果ガスを年3,000t-CO₂以上排出する事業者

表：評価項目及び水準

評価項目	水準
エネルギー消費原単位の削減水準	年1%以上の削減

表：エネルギー消費原単位の削減割合の達成率による配点

配点	
年1.0%以上削減	5点
年0.8%以上削減	4点
年0.6%以上削減	3点
年0.4%以上削減	2点
年0.2%以上削減	1点

2 規則・指針改正の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度）

公表イメージ①（評価項目ごと）

評価項目	水準	事業者名
排出量削減率	A 水準	〇〇〇株式会社
		株式会社△△△
	B 水準	□□□株式会社
		◇◇◇川崎工場
	C 水準	▽▽▽株式会社
	エネルギー消費量	A 水準
B 水準		株式会社△△△
⋮	⋮	⋮

公表イメージ②（事業者ごと）

事業者名 \ 評価項目	排出量削減	エネルギー消費量	再エネ電化	...
〇〇〇株式会社	A 水準	A 水準	A 水準	...
株式会社△△△	A 水準	B 水準	C 水準	...
□□□株式会社	B 水準	B 水準	/	...
◇◇◇川崎工場	B 水準	B 水準	B 水準	...
▽▽▽株式会社	C 水準	/	C 水準	...
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

※表中の斜線の項目は、評価を行わない項目、あるいは、評価結果を公表しない項目

2 規則・指針改正の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度）

○ 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書・報告書

（「温室効果ガス排出量」及び「再生可能エネルギーの利用等」を報告必須項目）

簡易版制度

条例（抜粋・一部要約）

第10条

3 特定事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、事業活動脱炭素化取組計画書に準ずる計画書（中小規模事業者用脱炭素化取組計画書）を作成し、提出することができる。

4 第1項及び第2項の規定は、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書を提出する場合に準用する。この場合において、第1項中の次に掲げる事項とあるのは、次の第1号、第2号、第4号及び第7号と読み替えるものとする

第11条 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書を提出した中小規模事業者は、当該計画書を提出した日の属する年度の翌年度から計画書に係る計画の期間が終了する日の属する年度の翌年度までの毎年度、事業活動脱炭素化取組指針に基づき、報告書を作成し、提出しなければならない。

改正規則・指針で定める事項（案）

▶ 【規則】

- 様式の規定を置く

▶ 【指針】

- 任意項目について、取組内容が記載された場合は評価を実施することを示す
- 評価内容は計画書制度に準ずるが、一部簡易化する

3 条例における規則で定める事項（建築士太陽光発電設備説明制度）

（1）条例の規程について

条例第25条第1項の規定

建築士は、**規則で定める**建築物の新築等に係る設計を行うときは、**規則で定める場合を除き**、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物及びその敷地に設置することができる太陽光発電設備について、**規則で定める事項**を記載した書面を交付して説明しなければならない。

改正規則で定める事項（案）



【規則】

- 説明対象の建築物
- 説明の除外対象
- 書面による説明事項

3 条例における規則で定める事項（建築士太陽光発電設備説明制度）

条例第25条第3項の規定

第1項の規定による説明をした建築士は、同項の規定により交付した書面の写し又は前項の規定により提供した電磁的記録を**規則で定める期間**、保存しなければならない。

改正規則で定める事項（案）



【規則】

- 書面等の保管期間

条例第28条の規定

脱炭素エネルギー源の利用による地球温暖化対策の規定は、**規則で定める建築物**については、適用しない。

改正規則で定める事項（案）



【規則】

- 除外対象の建築物

4 規則改正の考え方（案）（建築士太陽光発電設備説明制度）

（1）規則改正の考え方（案）

説明対象の建築物

規則で定める建築物は、延床面積10m²を超える建築物とする。
ただし、増築にあっては当該増築に係る部分を対象とする。

- 太陽光発電設備設置の契機とするため、建築確認申請の対象となる建築物を対象とする。

説明の除外対象

規則で定める除外対象は次のとおりとする。

- ①設備設置義務の制度対象である延床面積2,000平方メートル以上の建築物の場合
- ②建築事業者が建築主である場合（例、ハウスメーカーなどが反復して説明を受ける場合）
- ③建築士が説明をしようとした際に建築主が説明を要しない旨の意思表示をした場合
- ④その他市長が認める場合

- その他、本制度の趣旨を踏まえて、除外となる事項を判断するものとする。

4 規則改正の考え方（案）（建築士太陽光発電設備説明制度）

説明内容（書面に記載する内容）

規則で定める事項は、次のとおりとする。

- ①設置することが可能な太陽光発電設備の量
- ②太陽光発電設備設置による環境への負荷の低減に関する情報
- ③その他市長が定めるもの

- 太陽光発電設備設置の促進に資する情報の説明を求めるものとする。
- 説明内容については、建築士の負担とならないよう行政にて説明ツールの作成を行うものとする。

説明書類保存期間

規則で定める期間は、説明をした日から起算して3年を経過した日とする。

- 必要に応じて、実情を把握するために一定期間の保管を求める。
- 建築士の負担に配慮したものとする。

4 規則改正の考え方（案）（建築士太陽光発電設備説明制度）

除外対象の建築物

規則で定める事項は、建築物省エネ法第18条第2号、第3号に該当する場合とする

- 設置が物理的に困難なものや、太陽光発電設備設置後に短期間で設備の取り外しが見込まれる場合は制度対象外とする。

建築物省エネ法第18条

第2号 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物

- 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物 等

第3号 仮設の建築物であって政令で定めるもの

事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度における 評価方法等の詳細（案）

1 規則・指針改定の考え方（案）

（1）指針改定の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

評価の方法

- ・評価項目、配点及び水準は次のとおりとする
- ・評価は、専門的知見を有する者の意見を聴いた上で取りまとめる旨の規定を設ける

評価項目	配点	水準	評価の対象※
排出量削減率（計画期間）	調整前削減率：5点	A水準：5点 B水準：3～4点 C水準：0～2点 (調整前後でそれぞれ評価)	1号、2号、 3号、4号
	調整後削減率：5点		
排出量削減率（2013年度比）	調整前削減率：5点	A水準：5点 B水準：3～4点 C水準：0～2点 (調整前後でそれぞれ評価)	1号、2号、 3号、4号
	調整後削減率：5点		
エネルギー消費量	消費原単位削減率：5点	A水準：5点 B水準：3～4点 C水準：0～2点	1号、2号、 4号
再エネ利用・電化	再エネ電源比率：5点 契約電力のCO ₂ 排出係数：5点 電化の取組：2点（加点）	A水準：9点以上 B水準：5～8点 C水準：0～4点	1号、2号
自動車の取組	燃費状況：5点 乗用車のEV・FCV導入割合：2点（加点）	A水準：5点以上 B水準：3～4点 C水準：0～2点	3号

※規則第4条各号に該当する事業者

第1号：原油換算年1,500kL以上使用する事業者
第3号：車両100台以上保有する事業者

第2号：原油換算年1,500kL以上使用する事業所及び当該連鎖化事業加盟者
第4号：CO₂以外の温室効果ガスを年3,000t-CO₂以上排出する事業者

1 規則・指針改定の考え方（案）

（1）指針改定の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

評価の方法

- ・評価項目、配点及び水準は次のとおりとする

評価項目	配点	水準	評価の対象
温室効果ガス排出量の削減等に寄与する技術等 （中長期・イノベーション等）	脱炭素を目指す表明・中長期的な削減目標計画：10点 イノベーションに資する取組：2点（加点） 中長期視点での温ガス削減率：2点（加点） CO ₂ フリー熱エネルギー導入：2点（加点） SBT等イニシアチブへの加盟：2点（加点） サプライチェーン全体での削減取組：2点（加点） 川崎CNブランド等取得：2点（加点） 川崎メカニズム認証制度認証：2点（加点）	A水準：9点以上 B水準：5～8点 C水準：0～4点	1号、2号、 3号、4号

1 規則・指針改定の考え方（案）

（1）指針改定の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

評価の方法

① 温室効果ガス排出量

【計画記載内容】

- ・ 基準排出量（前年度・2013年度）（調整前・後）、目標排出量

【結果報告書記載内容】

- ・ 提出年度の前年度排出量（調整前・後）

【評価項目】

- ・ 計画期間における温室効果ガス排出量の削減率（調整前・後）
- ・ 2013年度からの温室効果ガス排出量の削減率（調整前・後）

【評価方法】

- ・ 水準に対する達成度合い

1 規則・指針改定の考え方（案）

（1）指針改定の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

評価の方法

①温室効果ガス排出量

表：評価項目及び部門ごとの削減水準（この表は1年毎の削減水準）

評価項目	部門別削減水準	産業	エネルギー転換	工業プロセス	業務	運輸	廃棄物
計画期間の削減水準		▲1.8%以上	▲1.3%以上	▲0.6%以上	▲2.5%以上	▲1.1%以上	▲1.4%以上

※削減水準は、温対計画に掲げる削減目標の部門別内訳をベースに設定
 ※川崎メカニズム認証制度による域外貢献量について、調整後排出量への反映は見直しを検討

表：排出量削減率（計画期間）による配点

配点	部門	産業	エネルギー転換	工業プロセス	業務	運輸	廃棄物
水準の90%以上削減	5点	▲1.62%以上	▲1.17%以上	▲0.54%以上	▲2.25%以上	▲0.99%以上	▲1.26%以上
水準の70%以上削減	4点	▲1.26%以上	▲0.91%以上	▲0.42%以上	▲1.75%以上	▲0.77%以上	▲0.98%以上
水準の50%以上削減	3点	▲0.90%以上	▲0.65%以上	▲0.30%以上	▲1.25%以上	▲0.55%以上	▲0.70%以上
水準の40%以上削減	2点	▲0.72%以上	▲0.52%以上	▲0.24%以上	▲1.00%以上	▲0.44%以上	▲0.56%以上
水準の20%以上削減	1点	▲0.36%以上	▲0.26%以上	▲0.12%以上	▲0.50%以上	▲0.22%以上	▲0.28%以上

1 規則・指針改定の考え方（案）

（1）指針改定の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

評価の方法

①温室効果ガス排出量

表：評価項目及び部門ごとの削減水準（この表は、目標年度が2024年度の場合）

評価項目	部門別削減水準	産業	エネルギー転換	工業プロセス	業務	運輸	廃棄物
2013年度からの削減水準		▲19.8%以上	▲14.3%以上	▲6.6%以上	▲27.5%以上	▲12.1%以上	▲15.4%以上

※削減水準は、温対計画に掲げる削減目標の部門別内訳をベースに設定
 ※目標年度が1年増えるごとに、計画期間の削減水準の値が加算される

表：排出量削減率（過去からの削減）による配点（この表は、目標年度が2024年度の場合）

配点	部門	産業	エネルギー転換	工業プロセス	業務	運輸	廃棄物
水準の90%以上削減	5点	▲17.8%以上	▲12.9%以上	▲5.94%以上	▲24.8%以上	▲10.9%以上	▲13.9%以上
水準の70%以上削減	4点	▲13.9%以上	▲10.0%以上	▲4.62%以上	▲19.3%以上	▲8.47%以上	▲10.8%以上
水準の50%以上削減	3点	▲9.90%以上	▲7.15%以上	▲3.30%以上	▲13.8%以上	▲6.05%以上	▲7.70%以上
水準の40%以上削減	2点	▲7.92%以上	▲5.72%以上	▲2.64%以上	▲11.0%以上	▲4.84%以上	▲6.16%以上
水準の20%以上削減	1点	▲3.96%以上	▲2.86%以上	▲1.32%以上	▲5.50%以上	▲2.42%以上	▲3.08%以上

1 規則・指針改定の考え方（案）

（1）指針改定の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

評価の方法

②エネルギー使用量

【計画記載内容】

- ・エネルギー消費原単位目標

【結果報告書記載内容】

- ・エネルギー使用量（化石及び非化石エネルギー）

【評価項目】

- ・エネルギー消費原単位

【評価方法】

- ・原単位の削減割合

※第4号該当事業者のエネルギー消費削減率は、二酸化炭素排出原単位で評価する

1 規則・指針改定の考え方（案）

（1）指針改定の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

評価の方法

②エネルギー使用量

表：評価項目及び水準

評価項目	水準
エネルギー消費原単位の削減水準	年1%以上の削減

表：エネルギー消費原単位の削減割合の達成率による配点

配点	
年1.0%以上削減	5点
年0.8%以上削減	4点
年0.6%以上削減	3点
年0.4%以上削減	2点
年0.2%以上削減	1点

1 規則・指針改定の考え方（案）

（1）指針改定の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

評価の方法

③再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化

【計画記載内容】

- ・再エネ電力量の目標利用率、電気事業者から調達する電力の目標排出係数
- ・電化率目標（任意）

【結果報告書記載内容】

- ・電力エネルギー使用量、再エネ電力使用量、非化石証書・グリーン電力証書等の利用量
- ・電気事業者から調達した電力排出係数

【評価項目】

- ・再生エネ電力使用量の割合
- ・電力排出係数
- ・エネルギーの電化率（任意）

【評価方法】

- ・評価項目ごとの水準に対する達成度合いによる得点の合計

1 規則・指針改定の考え方（案）

（1）指針改定の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

評価の方法

③再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化

表：評価項目及び年度ごとの水準

評価項目	水準	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
使用電力の再エネ割合	水準	27%	29%	31%	33%	34%	36%	38%
電力排出係数の目標	水準※	0.373	0.353	0.332	0.312	0.291	0.271	0.250

※単位は、kg-CO₂/kWh

表：使用電力の再エネ割合の達成率による配点

配点	水準	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
5点	水準の90%以上	24%以上	26%以上	28%以上	30%以上	31%以上	32%以上	34%以上
4点	水準の70%以上	19%以上	20%以上	22%以上	23%以上	24%以上	25%以上	27%以上
3点	水準の50%以上	14%以上	15%以上	16%以上	17%以上	17%以上	18%以上	19%以上
2点	水準の40%以上	11%以上	12%以上	12%以上	13%以上	14%以上	14%以上	15%以上
1点	水準の20%以上	5%以上	6%以上	6%以上	7%以上	7%以上	7%以上	8%以上

1 規則・指針改定の考え方（案）

（1）指針改定の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

評価の方法

③再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化

表：導入した電力排出係数による配点

配点		2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
水準の110%未満	5点	0.411未満	0.388未満	0.365未満	0.343未満	0.320未満	0.298未満	0.275未満
水準の110%以上120%未満	4点	0.448未満	0.423未満	0.399未満	0.374未満	0.349未満	0.325未満	0.300未満
水準の120%以上130%未満	3点	0.485未満	0.459未満	0.432未満	0.405未満	0.378未満	0.352未満	0.325未満
水準の130%以上140%未満	2点	0.523未満	0.494未満	0.465未満	0.436未満	0.408未満	0.379未満	0.350未満
水準の140%以上150%未満	1点	0.560未満	0.529未満	0.498未満	0.468未満	0.437未満	0.406未満	0.375未満

※単位は、kg-CO₂/kWh

1 規則・指針改定の考え方（案）

（1）指針改定の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

評価の方法

③再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化

表：部門ごとの電化率の水準（任意項目）

	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
産業	15%	15%	16%	16%	16%	16%	16%
エネルギー転換	26%	26%	26%	26%	27%	27%	27%
民生業務	67%	67%	67%	68%	68%	68%	69%
運輸	6%	7%	8%	10%	11%	14%	15%
廃棄物	15%	15%	16%	16%	16%	16%	16%

※配点は、エネルギー使用量における電気エネルギー使用量の割合が水準以上であれば2点、水準の50%以上であれば1点とする

1 規則・指針改定の考え方（案）

（1）指針改定の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

評価の方法

④自動車の利用に伴う温室効果ガス排出量の削減

【計画記載内容】

- ・対象自動車の情報
- ・使用する対象自動車の燃費目標
- ・対象自動車のEV及びFCVの割合目標（任意）

【結果報告書記載内容】

- ・対象自動車の走行距離・燃料使用量等

【評価項目及び評価方法】

- ・対象自動車の燃費と水準との達成割合
- ・所有する対象自動車のEV及びFCVの割合（任意）

【評価方法】

- ・水準との達成度合い（燃費、EV・FCV割合）による得点の合計

1 規則・指針改定の考え方（案）

（1）指針改定の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

評価の方法

④自動車の利用に伴う温室効果ガス排出量の削減

表：車種ごとの燃費基準値

種別	乗用自動車				貨物自動車				
	ガソリン自動車、ディーゼル自動車、プラグインハイブリッド自動車等			バス					
車両重量	1.4t未満	2.2t未満	2.2t以上			1,196kg未満	1,196kg以上		
車両総重量				10t未満	10t以上	3.5t以下		7.5t未満	7.5t以上
基準値 (km/L)	24.6	16.8	9.5	6.3	4.52	16.3	10.2	9.91	2.32

【算定の考え方】

- ① 走行実績のある車両について、車種・重量毎に燃費実績の平均値を算出
- ② 算出した①を燃費基準に照らして車種・重量毎の得点を確認
- ③ ②で算出した得点を車種・重量毎に保有台数で乗じて、合計した値の加重平均により事業者の得点を算出

1 規則・指針改定の考え方（案）

（1）指針改定の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

評価の方法

④自動車の利用に伴う温室効果ガス排出量の削減

表：車種・重量毎の燃費値による配点

種別	乗用自動車						貨物自動車								
	ガソリン自動車、ディーゼル自動車、プラグインハイブリッド自動車等			バス											
車両重量	1.4t未満		2.2t未満		2.2t以上		1,196kg未満		1,196kg以上						
車両総重量						10t未満		10t以上		3.5t以下		7.5t未満		7.5t以上	
水準の90%以上	5点	22.1以上	15.1以上	8.6以上	5.7以上	4.1以上	14.7以上	9.2以上	8.9以上	2.1以上					
水準の70%以上	4点	17.2以上	11.8以上	6.7以上	4.4以上	3.2以上	11.4以上	7.1以上	6.9以上	1.6以上					
水準の50%以上	3点	12.3以上	8.4以上	4.8以上	3.2以上	2.3以上	8.2以上	5.1以上	5.0以上	1.2以上					
水準の40%以上	2点	9.8以上	6.7以上	3.8以上	2.5以上	1.8以上	6.5以上	4.1以上	4.0以上	0.9以上					
水準の20%以上	1点	4.9以上	3.4以上	1.9以上	1.3以上	0.9以上	3.3以上	2.0以上	2.0以上	0.5以上					

表：乗用車のEV・FCV導入割合の水準（任意項目）

	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
水準	7%以上	9%以上	10%以上	12%以上	14%以上	15%以上	17%以上

※配点は、導入割合が水準以上であれば2点、水準の50%以上であれば1点とする

1 規則・指針改定の考え方（案）

（1）指針改定の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

評価の方法

⑤ 温室効果ガス排出量の削減に寄与する技術等

【計画記載内容】

- ・脱炭素表明・中長期削減目標

【結果報告書記載内容】

- ・脱炭素表明及びその達成に向けた中長期的な削減目標・削減率

【計画書・結果報告書共通事項】（任意）

- ・イノベーションの取組、CO₂フリー熱エネルギーの導入状況、SBT等イニシアチブへの加盟・賛同状況、サプライチェーン全体での取組（グループ全体も可）
- ・川崎CNブランド等の取得状況

【評価項目】

- ・脱炭素表明及びその達成に向けた中長期的な削減目標設定状況（グループ全体も可）
- ・中長期的な温ガス削減率、イノベーションの取組、CO₂フリー熱エネルギーの導入、SBT等イニシアチブへの加盟・賛同、サプライチェーン全体での削減取組（グループ全体も可）（任意）
- ・川崎CNブランドの取得、川崎メカニズム認証制度の認証（任意）

【評価方法】

- ・評価項目ごとの得点の合計

1 規則・指針改定の考え方（案）

（1）指針改定の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

評価の方法

⑤温室効果ガス排出量の削減に寄与する技術等

表：脱炭素化表明及びその達成に向けた中長期的な計画の設定による配点

配点	
2050年までの脱炭素化の表明かつその達成に向けた中長期的な削減目標を定めた計画の設定	10点
2050年までの脱炭素化の表明	8点
2050年以降の脱炭素化の表明かつその達成に向けた中長期的な削減目標を定めた計画の設定	6点
2050年以降脱炭素化の表明	4点
脱炭素化以外の中長期的な削減目標を定めた計画の設定	2点

1 規則・指針改定の考え方（案）

（1）指針改定の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

評価の方法

⑤温室効果ガス排出量の削減に寄与する技術等

表：任意項目の水準及び配点

任意項目	水準	配点
①脱炭素化に資するイノベーション取組（事業活動や他の者の脱炭素化につながるもの）	取組の実施	2点
②脱炭素に向けた中長期的な削減目標あるいは業界団体等の設定している削減目標の進捗状況	目標の100%以上削減	2点
③二酸化炭素フリー熱エネルギーの導入	製造等含めCO ₂ フリー熱	2点
	その他CO ₂ フリー熱	1点
④SBT等イニシアティブへの加盟・賛同	SBTを設定	2点
	RE100等に参加	1点
⑤サプライチェーン全体での削減	定量的な目標	2点
	定性的な目標	1点
⑥川崎CNブランド等の取得	3年以内の取得	2点
	6年以内取得	1点
⑦川崎メカニズム認証制度の認証	3年以内の取得	2点
	6年以内取得	1点

1 規則・指針改定の考え方（案）

（1）指針改定の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

計画書等の公表及び評価結果の公表

- ・計画書及び結果報告書は、現行制度と同様に概要を公表する
- ・評価結果の公表については、評価項目及び事業者ごとに公表する規定を設ける（全ての水準について、公表する）。
- ・C水準については、2計画期間連続でC水準とならなければ公表しない。

1 規則・指針改定の考え方（案）

（1）指針改定の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

計画書等の公表及び評価結果の公表

公表イメージ①（評価項目ごと）

評価項目	水準	事業者名
排出量削減率	A水準	〇〇〇株式会社
		株式会社△△△
	B水準	□□□株式会社
		◇◇◇川崎工場
	C水準	▽▽▽株式会社
	エネルギー消費量	A水準
B水準		株式会社△△△
⋮	⋮	⋮

公表イメージ②（事業者ごと）

事業者名 \ 評価項目	排出量削減	エネルギー消費量	再エネ電化	...
〇〇〇株式会社	A水準	A水準	A水準	...
株式会社△△△	A水準	B水準	C水準	...
□□□株式会社	B水準	B水準		...
◇◇◇川崎工場	B水準	B水準	B水準	...
▽▽▽株式会社	C水準		C水準	...
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

※表中の斜線の項目は、評価を行わない項目、あるいは、評価結果を公表しない項目

1 規則・指針改定の考え方（案）

（1）指針改定の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

中小規模事業者用脱炭素化取組計画書・結果報告書制度

- ・ 中小規模事業者向けの制度については、温室効果ガス排出量及び再生可能エネルギー源の利用等が記載する事項であり、この事項について評価を行う
- ・ その他の事項は任意であるが、記載された場合には評価を行う

① 温室効果ガス排出量

【計画記載内容】

- ・ 基準排出量（前年度）（調整前・後）、目標排出量
※取組やすくするため、「2013年度からの削減率」は任意とする

【結果報告書記載内容】

- ・ 提出年度の前年度排出量（調整前・後）

【評価項目】

- ・ 計画期間における温室効果ガス排出量の削減率（調整前・後）

【評価方法】

- ・ 水準に対する達成度合い
（水準は、事業活動脱炭素化取組計画書・報告書と同じ）

1 規則・指針改定の考え方（案）

（1）指針改定の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

中小規模事業者用脱炭素化取組計画書・結果報告書制度

②再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化

【計画記載内容】

- ・再エネ電力量の目標利用率、電気事業者から調達する電力の目標排出係数
- ・電化率目標（任意）

【結果報告書記載内容】

- ・電力エネルギー使用量、再エネ電力使用量、非化石証書・グリーン電力証書等の利用量
- ・電気事業者から調達した電力排出係数

【評価項目】

- ・再生エネ電力使用量の割合
- ・電力排出係数
- ・エネルギーの電化率（任意項目）

【評価方法】

- ・評価項目ごとの水準に対する達成度合いによる得点の合計
（水準は、事業活動脱炭素化取組計画書・報告書と同じ）

1 規則・指針改定の考え方（案）

（1）指針改定の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

中小規模事業者用脱炭素化計画書・結果報告書制度

- ・任意項目は次のとおり

③エネルギー消費量

④自動車の取組

⑤温室効果ガス排出量の削減に寄与する技術等

- 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度の任意項目に次の項目の追加を検討
- ・SDGsゴールドパートナーの認証（環境に関する分野）
- ・脱炭素行動宣言の認定

1 規則・指針改定の考え方（案）

（2）規則・指針改定の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

改正省エネ法及び改正温対法を踏まえた特定事業者の範囲の変更

- ・規則第4条で規定する特定事業者の範囲について、法改正を踏まえた規定整備（一部改正予定内容を含む）

様式の追加・修正

制度名称の変更に伴う規定の整備

新たな評価項目に関する資料の提出に関する規定の整備

2 支援策について（案）

（1）支援策の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

大規模事業者向け支援策の考え方

・基本的な考え方として、「評価制度自体の質を高める」、「評価制度自体の市民・事業者等への認知度を高める」、「庁内・国・支援機関等との制度連携を模索する」といった事を中心に進めていく

○2030年度の目標達成に向けては「再エネ電力調達」や「電化」促進に資する助言・指導の機能を強化し、脱炭素化へと誘導

○2050年カーボンニュートラルに向けては、企業の様々な創意工夫・チャレンジを誘導・支援

（現時点で想定している誘導・支援策のイメージ）

- ① グリーンイノベーション取組支援
・ワンストップ窓口等を通じた技術開発支援
- ② 普及・広報による支援
- ③ 庁内関係部署との連携事業
- ④ 国や支援機関等と連携した事業者支援 など

2 支援策について（案）

（1）支援策の考え方（案）（事業活動脱炭素化取組計画書関連）

中小規模事業者向け支援策の考え方

- ・制度を活用したことを一定評価するとともに、より取組が強化されるようなインセンティブ等の支援を検討していく

支援制度の検討イメージ

伴走型支援

- ・排出量算定の支援等

（支援策例）

- ・脱炭素化に向けた現状分析
- ・ロードマップ作成
- ・省エネ診断 等

広報型支援

- ・取組事例を公表する場の提供 等

（支援策例）

市が出展しているイベント等における市のブースの中で、ポスター等で発表・PRの機会を提供する。

経済型支援

- ・中小企業向けの融資 等

（支援策例）

高評価者への融資の優遇補助等の事業者支援制度との連携 等

連携型支援

- ・他制度の申請において活用可能 等

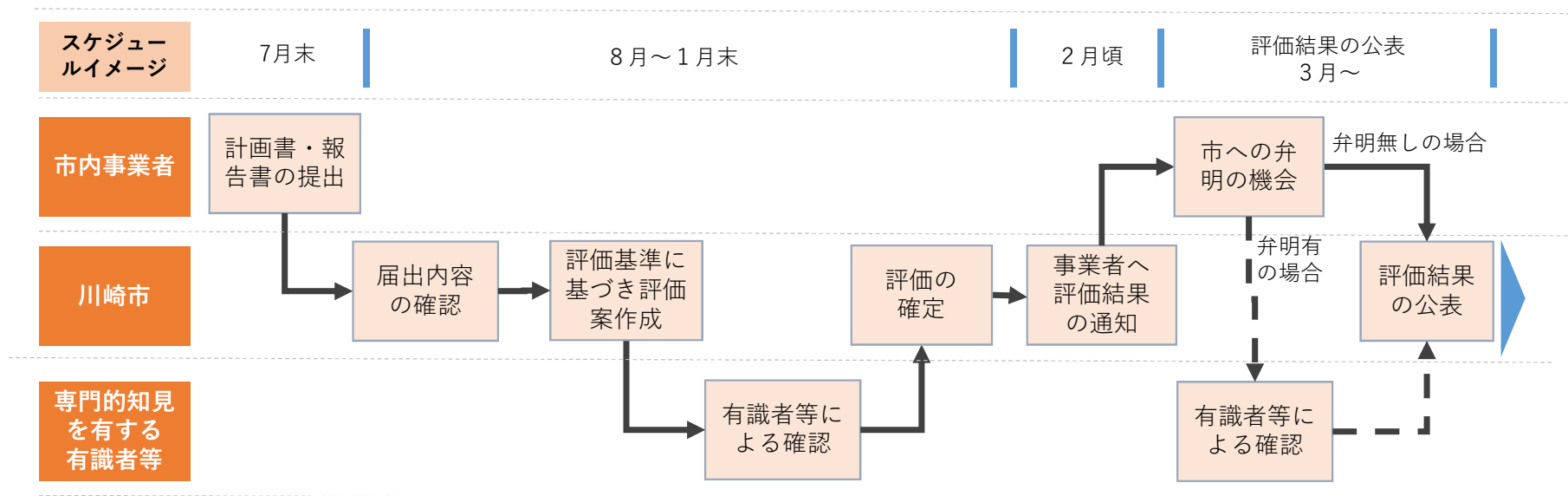
（支援策例）

川崎CNブランド制度等との連携

3 手続き等のフローイメージ

手続き等のフローイメージ

- ・計画書は3年に1回、報告書は毎年提出。対象事業者数は年度により異なる。
- ・原則、計画書提出時及び計画期間最終年度の報告書提出時に評価を実施。



川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等の改正の考え方（案）について御意見をお寄せください

本市では、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づき、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進しており、脱炭素化の取組をさらに加速させるため、令和5年3月に「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を改正したところです。

このたび、「事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度」及び「建築士太陽光発電設備説明制度」について、令和6年4月に施行する川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等の改正の考え方（案）を取りまとめましたので、皆様からの御意見を募集いたします。

1 意見募集の期間

令和5年6月5日（月）～令和5年7月4日（火）

※ 郵送の場合は当日消印有効です。

※ 持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）にお持ちください。

2 資料の閲覧場所

- (1) 環境局脱炭素戦略推進室（川崎市役所第3庁舎17階）
- (2) 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館
- (3) 各生活環境事業所
- (4) 情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

※ 川崎市ホームページでも内容を御覧いただけます。

3 意見の提出方法

題名、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により御提出ください。

- (1) 電子メール

川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方式により送信してください。

- (2) 郵送・持参

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市環境局脱炭素戦略推進室あて（川崎市役所第3庁舎17階）

- (3) ファクシミリ

FAX 番号 044-200-3921（環境局脱炭素戦略推進室）

《留意事項》

- ・御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容及び傾向を確認する場合に利用します。また、個人情報は個人情報保護法に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や来庁による口頭での御意見は受付しておりませんので、御了承ください。

4 その他

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い令和5年8月下旬以降にホームページで公表します。

5 問い合わせ先

環境局脱炭素戦略推進室

電話 044-200-3872 /FAX 044-200-3921

意見書

題名	川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等の改正の考え方(案)について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所(又は所在地)*区名まで			
意見の提出日	令和5年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等の改正の考え方(案)に対する意見

--	--	--	--

- お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容及び傾向を確認する場合に利用します。また、個人情報は個人情報保護法に基づき厳重に保護・管理されます。
- 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

提出先

部署名	川崎市環境局脱炭素戦略推進室		
電話番号	044 - 200 - 3872	FAX番号	044 - 200 - 3921
住所	〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4		